

議案第22号

沼田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

沼田市国民健康保険税条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和8年2月24日提出

沼田市長 星 野 稔



沼田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

沼田市国民健康保険税条例（昭和34年条例第28号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「及び」を「、」に改め、「介護納付金」という。）の次に「及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の規定による子ども・子育て支援納付金（以下「子ども・子育て支援納付金」という。）」を加え、同項に次の1号を加える。

(4) 子ども・子育て支援納付金課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（群馬県の国民健康保険に関する特別会計において負担する子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）

第2条第2項ただし書中「66万円」を「67万円」に改め、同条第3項中「世帯に属する」の次に「国民健康保険の」を加え、同条に次の1項を加える。

5 第1項第4号の子ども・子育て支援納付金課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額に、当該世帯に属する18歳以上被保険者（国民健康保険法施行令第29条の7第5項第3号に規定する18歳以上被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した18歳以上被保険者均等割額の総額を加算した額とする。ただし、当該合算額が3万円を超える場合においては、子ども・子育て支援納付金課税額は、3万円とする。

第3条を次のように改める。

第3条 削除

第5条及び第6条を次のように改める。

第5条及び第6条 削除

第7条の2及び第8条を次のように改める。

第7条の2及び第8条 削除

第9条の見出し中「税率」を「税率等」に改め、同条第1項各号列記以外の部分中「国民健康保険の被保険者に係る」を「第2条第2項の」に、「税率」を「税率等」に改め、同項第3号アを次のように改める。

ア 特定世帯（特定同一世帯所属者（国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一

の世帯に属するものをいう。以下同じ。)と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属する月(以下この号において「特定月」という。)以後5年を経過するまでの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。以下同じ。)及び特定継続世帯(特定同一世帯と同一の世帯に属する世帯被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。以下同じ。)以外の世帯 2万2,500円

第9条第2項各号列記以外の部分中「国民健康保険の被保険者に係る」を「第2条第3項の」に、「税率」を「税率等」に改め、同条第3項各号列記以外の部分中「介護納付金課税被保険者に係る税率」を「第2条第4項の介護納付金課税額の税率等」に改め、同条に次の3項を加える。

4 第2条第5項の子ども・子育て支援納付金課税額の税率等は、次のとおりとする。

- (1) 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割 100分の0.30
- (2) 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の均等割 被保険者1人について 1,200円
- (3) 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割 18歳以上被保険者1人について 100円
- (4) 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割
次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額
ア 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 800円
イ 特定世帯 400円
ウ 特定継続世帯 600円

5 前各項の所得割は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額(以下「基礎控除後の総所得金額等」という。)に税率を乗じて算定する。

6 前項の規定における総所得金額又は山林所得金額を算定する場合には、法第313条第9項中雑損失の金額に係る部分の規定を適用しないものとする。

第11条中「規定よって」を「規定によって」に改める。

第12条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、法第318条の規定により個人の市民税の賦課期日とされている当該年度の初日の属する年の1月1日に日本国内に住所を有していなかった者が世帯主となっている世帯（以下「世帯主が1月1日に日本国内に住所を有していなかった世帯」という。）においては、普通徴収の方法によって徴収する国民健康保険税の納期は、前項に掲げる第1期とすることができる。ただし、市長は、当該世帯において、特別の事情があると認める場合においては、当該世帯における普通徴収の方法によって徴収する国民健康保険税の納期は、前項に掲げる納期とする。

第12条に次の1項を加える。

- 4 前項の規定にかかわらず、世帯主が1月1日に日本国内に住所を有していなかった世帯において、第13条の規定により国民健康保険税の算定を行ったときは、普通徴収の方法によって徴収する国民健康保険税の納期について、第1項に掲げる期間のうち、当該算定を行った日の翌日以降を始期とする期間で最も早く到来するものを納期と定め、これを通知しなければならない。ただし、市長は、当該世帯に特別の事情があると認める場合は、当該世帯における普通徴収の方法によって徴収する国民健康保険税の納期は、前項の規定に基づき、納税通知書に定めるところによる。

第12条の2中「金額が」を「全額が」に、「かかる」を「係る」に改める。

第20条第1項中「場合においては」を「場合においては」に改める。

第23条第1項各号列記以外の部分中「66万円」を「67万円」に、「並びに」を「、」に改め、「17万円）」の次に「並びに同条第5項本文の子ども・子育て支援納付金課税額からキ、ク及びケに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が3万円を超える場合には、3万円）」を加え、同項第1号に次のように加える。

キ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額

被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）

1人について 840円

ク 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額

18歳以上被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）

1人について 70円

ケ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 560円

(イ) 特定世帯 280円

(ウ) 特定継続世帯 420円

第23条第1項第2号中「30万5,000円」を「31万円」に改め、同号に次のように加える。

キ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額

被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）

1人について 600円

ク 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額

18歳以上被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）

1人について 50円

ケ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 400円

(イ) 特定世帯 200円

(ウ) 特定継続世帯 300円

第23条第1項第3号中「56万円」を「57万円」に改め、同号に次のように加える。

キ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額

被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）

1人について 240円

ク 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額

18歳以上被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）

1人について 20円

ケ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 160円

(イ) 特定世帯 80円

(ウ) 特定継続世帯 120円

第23条第2項に次の1号を加える。

(3) 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号キに規定する金額を減額した世帯 180円

イ 前項第2号キに規定する金額を減額した世帯 300円

ウ 前項第3号キに規定する金額を減額した世帯 480円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 600円

第23条第3項第1号中「第3条」を「第9条第1項」に改め、同項第2号中「第5条」を「第9条第1項」に改め、同項第3号中「第6条」を「第9条第2項」に改め、同項第4号中「第7条の2」を「第9条第2項」に改め、同項第5号中「第8条」を「第9条第3項」に改め、同項第6号中「第9条の2」を「第9条第3項」に改め、同項に次の3号を加える。

(7) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額

当該出産被保険者につき第9条第4項の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(8) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額

当該出産被保険者につき第9条第4項の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(9) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額

当該出産被保険者につき第9条第4項の規定により算定した18歳以上被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の18歳以上被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

第23条に次の1項を加える。

- 4 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「18歳未満被保険者」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する18歳未満被保険者につき算定した子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額（前各項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から当該被保険者均等割額に相当する額を控除して得た額とする。

附則第4項中「第3条、第6条、第8条」を「第9条」に、「第3条第1項」を「第9条第5項」に、「同条第2項中」を「同条第6項中」に改める。

附則第5項中「第3条、第6条、第8条」を「第9条」に、「第3条第1項」を「第9条第5項」に、「同条第2項中」を「同条第6項中」に改める。

附則第7項中「第3条、第6条、第8条」を「第9条」に、「第3条第1項」を「第9条第5項」に、「同条第2項中」を「同条第6項中」に改める。

附則第8項中「第3条、第6条、第8条」を「第9条」に、「第3条第1項」を「第9条第5項」に、「同条第2項中」を「同条第6項中」に改める。

附則第9項中「第3条、第6条、第8条」を「第9条」に、「第3条第1項」を「第9条第5項」に、「同条第2項中」を「同条第6項中」に改める。

附則第10項中「第3条、第6条、第8条」を「第9条」に、「第3条第1項」を「第9条第5項」に、「同条第2項中」を「同条第6項中」に改める。

附則第11項中「第3条、第6条、第8条」を「第9条」に、「第3条第1項」を「第9条第5項」に、「同条第2項中」を「同条第6項中」に改める。

附則第12項中「第3条、第6条、第8条」を「第9条」に、「第3条第1項」を「第9条第5項」に、「同条第2項中」を「同条第6項中」に改める。

附則第13項中「第3条、第6条、第8条」を「第9条」に、「第3条第1項」を「第9条第5項」に、「同条第2項中」を「同条第6項中」に改める。

附則第14項中「第3条、第6条、第8条」を「第9条」に、「第3条第1項」を「第9条第5項」に、「同条第2項中」を「同条第6項中」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の沼田市国民健康保険税条例の規定は、令和8年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和7年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

